

広島県告示第五百四十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によって、令和三年
 度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和三年五月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	大字下の一部、大字伏谷の一部、大字和田の一部、大字葛原の一部	交付決定の日、 令和四年三月三十一日
三原市	小坂町の一部、小泉町の一部、久井町吉田の一部、八幡町の一部	交付決定の日、 令和四年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部、蔵王町五丁目の一部	交付決定の日、 令和四年三月三十一日
府中市	行藤の一部、上下の一部、上下町上下の一部、木野山町の一部	交付決定の日、 令和四年三月三十一日
三次市	上志和地町の一部、吉舎町三玉の一部、廻神町の一部、栗屋町の一部、三和町上板木の一部、南畑敷町の一部	交付決定の日、 令和四年三月三十一日
庄原市	東城町小奴可の一部、総領町中領家の一部、総領町下領家の一部	交付決定の日、 令和四年三月三十一日
東広島市	安芸津町木谷の一部	交付決定の日、 令和四年三月三十一日
廿日市市	津田字沖横矢の一部、津田字下小原の一部、津田字西横矢の一部	交付決定の日、 令和四年三月三十一日
北広島町	川戸の一部、寺原の一部、川井の一部、川東の一部、蔵迫の一部、舞網の一部	交付決定の日、 令和四年三月三十一日
大崎上島町	東野の一部	交付決定の日、 令和四年三月三十一日
神石高原町	李の一部、上豊松の一部、草木の一部	交付決定の日、 令和四年三月三十一日

二 数値情報化事業

広島市	数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
	大字下の一部、大字伏谷の一部		交付決定の日、令和四年三月三十一日

三 街区境界調査

海田町	調査を行う者の名称	街区境界調査を行う地域	調査期間
	府中町	本町一丁目の一部	交付決定の日、令和四年三月三十一日
	堀川町ほかの一部		交付決定の日、令和四年三月三十一日